

## 1. 改正の背景

**知の総和答申**（令和 7 年 2 月中央教育審議会）等において、高等教育機関全体の規模の適正化の推進に向け、縮小への支援策として、「一定の条件を満たす場合に一時的に減少させた定員を一部又は全部戻すことを容易にする仕組みの創設等、収容定員の引下げに対する大学等の忌避感の緩和のための仕組みを構築する」ことが提言。

## 2. 改正の内容

私立大学等が適正な収容定員への見直しを計画的に行うことができるよう、**収容定員の総数の増加を伴う学則変更（以下「増加変更」という。）のうち、以下の条件を満たすものについては、認可事項から届出事項に改める**こととする（学校教育法施行令第23条の2の改正）。

### 条件

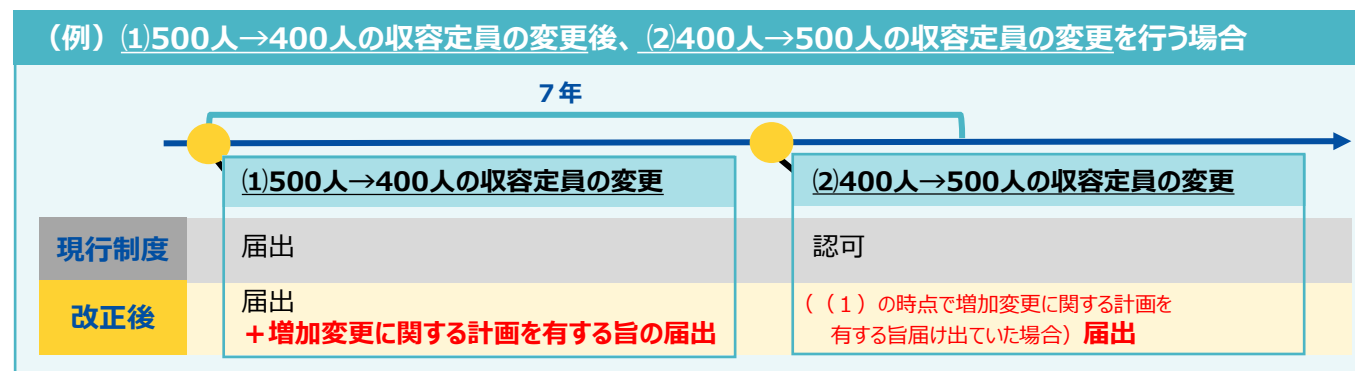
- ① 当該収容定員の総数の**減少を伴う学則変更（以下「減少変更」という。）後 7 年以内に行われるもの**であること
- ② 当該収容定員の**増加後の総数は、減少変更前の当該収容定員の総数を超えないもの**であること
- ③ **減少変更に係る届出と同時に、①及び②の条件を満たす増加変更に関する計画を有する旨を文部科学大臣に届け出ていること**

※③に係る届出の方法や記載事項は文部科学省令等で定める予定。

※文部科学大臣が定める分野（医師・歯科医師・薬剤師・獣医師・船舶職員の養成）の収容定員に係る学則の変更は、その総数の増加を伴わない場合も含めて、例外なく認可事項であり、本政令案による改正後も同様の取扱い。

※届出内容が必要教員数など大学設置基準等の法令の規定に適合しない場合、学校教育法に基づく文部科学大臣の措置命令等により是正。

| 収容定員の変更に係る認可・届出事項 |    |                    |           |
|-------------------|----|--------------------|-----------|
| 現行                |    | 改正後                |           |
| 総数の増加             | 認可 | 条件を満たさない<br>総数の増加  | 認可        |
|                   |    | <b>条件を満たす総数の増加</b> | <b>届出</b> |
| 総数変更なし<br>又は減少    | 届出 | 総数変更なし<br>又は減少     | 届出        |



## 3. 施行期日等

**令和 8 年 4 月 1 日**

→令和 9 年度から適用される学則の変更（減少変更）に係る届出及び当該届出と同時に増加変更に関する計画を有する旨の届出が可能となる。

※当該変更後の収容定員は、令和 9 年度の私学助成や高等教育の修学支援新制度の機関要件の確認の際、収容定員の充足率の算定基礎として用いられる。



|                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>に行われる総数の増加を伴う学則の変更であつて、その増加後の総数が減少変更前の総数を超えないもの</p> <p>六・七 (略)</p> <p>八 私立の高等専門学校の収容定員に係る学則の変更であつて、次に掲げるもの</p> | <p>イ 当該収容定員の総数（ロにおいて「総数」という。）の増加を伴わない学則の変更</p> <p>ロ 総数の減少を伴う学則の変更（当該変更に係る法第四条第二項の規定による届出と同時に第四項の規定による届出が行われたものに限る。以下このロにおいて「減少変更」という。）後七年以内に行われる総数の増加を伴う学則の変更であつて、その増加後の総数が減少変更前の総数を超えないもの</p> | <p>4   2・3 (略)</p> <p>私立の大学又は高等専門学校の設置者は、第一項第四号イ、第五号イ又は第八号イに規定する学則の変更（当該収容定員の総数の減少を伴うものに限る。）に係る法第四条第二項の規定による届出を行う場合において、第一項第四号ロ、第五号ロ又は第八号ロに規定する学則の変更に關する計画を有するときは、当該届出と同時に、その旨を文部科学大臣に届け出ることができる。</p> |
| <p>六・七 (略)</p> <p>八 私立の高等専門学校の収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの</p>                                            | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                        | <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                            |

## (参考) 参照条文

### ○学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

（略）

- ② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

（略）

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

### ○学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）

（法第四条第二項第三号の政令で定める事項）

第二十三条の二 法第四条第二項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 大学に係る次に掲げる設置又は変更であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

イ 私立の大学の学部の学科の設置

ロ 専門職大学の課程の変更（前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更（当該区分の廃止を除く。）を伴うものを除く。）

ハ 大学の大学院の研究科の専攻の設置又は当該専攻に係る課程の変更

二 高等専門学校の学科の設置であつて、当該高等専門学校が設置する学科の分野の変更を伴わないもの

三 大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第百八条第二項の大学の学科における通信教育の開設であつて、当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

四 私立の大学の学部又は法第百八条第二項の大学の学科の收容定員（通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。）に係る学則の変更であつて、当該收容定員の総数の増加を伴わないもの

五 私立の大学の学部又は法第百八条第二項の大学の学科の通信教育に係る收容定員に係る学則の変更であつて、当該收容定員の総数の増加を伴わないもの

六 私立の大学の大学院の研究科の收容定員（通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。）に係る学則の変更

七 私立の大学の大学院の研究科の通信教育に係る收容定員に係る学則の変更

八 私立の高等専門学校の收容定員に係る学則の変更であつて、当該收容定員の総数の増加を伴わないもの

2 前項第一号の学位の種類及び分野の変更、同項第二号の学科の分野の変更並びに同項第三号の通信教育に係る学位の種類及び分野の変更に關する基準は、文部科学大臣が定める。

3 前項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、中央教育審議会に諮問しなければならない。